

氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則(昭和44年氷見市規則第12号)第22条の規定に基づき、氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 令和6年能登半島地震により世帯数が減少した自治会において、地域コミュニティの維持のために、地域を離れた住民に当該自治会内の情報等を届ける経費や地域を離れた住民も参加できるイベント等の実施に係る経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、被災により令和6年1月1日の世帯数から事業を開始する月の初日の世帯数が10%以上減少した自治会(以下「自治会」という。)とする。

(補助金の額)

第4条 補助率及び補助限度額は、次の表のとおりとする。項目ごとに補助金額に千円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

項目	補助率	補助限度額
地域を離れた住民に当該自治会内の情報等を届ける経費	10分の10	100千円
地域を離れた住民も参加できるイベント等の実施に係る経費	2分の1	200千円

2 項目ごとの補助対象経費の範囲については、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書(様式第1号)に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請は、1年度あたり1回を限度とする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、申請の審査を行い、補助金の交付決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すべきものと認めるときは、氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第7条 補助金の交付決定通知を受けた自治会（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた事業を変更しようとするときは、あらかじめ氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金変更交付申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものについては、この限りではない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第8条 補助事業者が事業を中止する場合には、氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金事業中止申請書（様式第7号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業の中止を承認し、氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金事業中止承認通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了の日から起算して2週間以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、規則第12条第1項に規定する補助事業実績報告書（様式第9号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施報告書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第10条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金請求書（様式第12号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、市長が必要と認めるときは、交付決定した補助金額の一部に限り、請求書に完了している事業の実績のわかる書類（様式10号）と氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金領収書写しの提出に関する誓約書（様式13号）を添えて、補助金を請求することができる。

(補助金の交付)

第11条 前条に規定する請求書を受理したときは、遅滞なく交付するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
(氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金交付要綱の廃止)
- 2 氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金交付要綱（令和6年6月28日付け振第109号。以下「旧要綱」という。）は廃止する。

(経過措置)

- 3 附則第2項の規定による廃止前の旧要綱の規定により交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

氷見市長 あて

申請者
所在
自治会名
代表者（役職・氏名） (印)

氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金交付申請書

年度において、別添事業計画書のとおり実施したいので、氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金 円を交付されるよう氷見市補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 事業計画書（様式第2号）
- 2 収支予算書（様式第3号）
- 3 その他市長が必要と認める書類

事業計画書（自治会名 ）

1 対象となる地域を離れた住民の世帯数

令和6年1月1日現在の世帯数	世帯 A	世帯数の減少率 $((A-B)/A) * 100$ % (小数点第2位を切捨て)
事業開始年月 令和 年 月の初日現在の世帯数	世帯 B	

2 事業に要する支出の内訳

当該補助金対象事業の内容・支出予定内訳

(単位：円)

事業の内容	事業に要する 支出項目	予定金額	積算内訳	備考
参加予定人数				
うち地域を離れた 人の数	小計			
参加予定人数				
うち地域を離れた 人の数	小計			
合計				

様式第3号（第5条関係）

収支予算書

【収 入】

（単位：円）

区 分	金 額	備 考
補助金		氷見市地域コミュニティ維持支援事業 費補助金
合 計		

【支 出】

（単位：円）

支出項目	金 額	内 訳
合 計		

様式第4号（第6条関係）
氷見市指令 第 号

氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金については、次のとおり交付を決定したので、氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

年 月 日

氷見市長

交付決定額 円

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

氷見市長 あて

申請者

所在地

自治会名

代表者（役職・氏名）

（印）

氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け氷見市指令 第 号 で交付の決定があった氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金について、別添事業計画書（変更）のとおり変更したいので、氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 事業計画書（様式第2号）
- 2 収支予算書（様式第3号）
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第7条関係）
氷見市指令 第 号

氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金については、次のとおり変更して交付することに決定したので、氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

氷見市長

変更前交付決定額 円

変更後交付決定額 円

年 月 日

氷見市長 あて

申請者

所在地

自治会名

代表者（役職・氏名）

（印）

氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金事業中止申請書

年 月 日付け氷見市指令 第 号 で交付の決定があった氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金について、事業を中止したいので、氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事業中止理由

2 関係書類

様式第8号（第8条関係）
氷見市指令 第 号

氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金事業中止承認通知書

年 月 日付けで中止申請のあった氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金
については、中止することを承認したので、氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金
交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

氷見市長

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

氷見市長 あて

申請者

所在地

自治会名

代表者（役職・氏名）

（印）

氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け氷見市指令 第 号で交付の決定があった氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金について、氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 実施報告書（様式第10号）
- 2 収支決算書（様式第11号）
- 3 その他市長が必要と認める書類

収支決算書

【収入】

（単位：円）

区 分	決算額	備 考
補助金		氷見市地域コミュニティ維持支援 事業費補助金
合 計		

【支出】

（単位：円）

支出項目	決算額	内 訳
合 計		

（添付書類）

- ・ 補助事業実施に要した経費に係る領収書

年 月 日

氷見市長 あて

所在地

自治会名

代表者（役職・氏名）

（印）

氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金請求書

氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金とし、次のとおり請求します。

1 請求額 金 円

2 振込先

フリガナ	
口座名義	
金融機関名	農協 銀行 店 金庫
口座種別 口座番号	

様式第13号（第10条関係）

氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金領収書の提出に関する誓約書

年 月 日

氷見市長 あて

所在地

自治会名

代表者（役職・氏名） (印)

年 月 日付け氷見市指令 第 号により交付の決定の通知があった「氷見市地域コミュニティ維持支援事業費補助金」の実績報告に際し、その事業費の支払いを証する費用領収書については、補助金の交付を受けた後に支払いを予定している事情から、現時点では提出することができません。

つきましては、補助金交付後15日以内に支払いを行い、遅滞なく費用領収書を提出することを誓約しますので、何卒よろしく願いいたします。

(第4条関係) 別表

項目	支出項目
地域を離れた住民に当該自治会内の情報等を届ける経費	・印刷製本費 ・消耗品費 ・通信運搬費 ・その他市長が認める経費
地域を離れた住民も参加できるイベント等の実施に係る経費	・人件費以外 ・その他市長が認める経費

※補助対象経費等に疑義が生じた場合は、事前に協議し、了承を得ること。